

藤沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○藤沢市屋外広告物条例施行規則 (許可の申請) 第3条 条例第7条第2項(条例<u>第14条第1項</u>の許可について同条第3項において準用する場合及び条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請書が条例<u>第14条第1項</u>の許可に係るものであるときは、その変更等に係る図書のみを添付すれば足りる。 (1) 案内図 (2) 配置図 (3) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、取付位置、色彩等に関する仕様書及び図面 (4) 許可申請手数料計算書 (5) 広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾書(副本に添付する場合にあっては、その写し) (6) 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第24条第1項の登録を受けていることを確認できる書類(申請者が自ら表示又は設置をする場合を除く。) <u>(7) 第9条第2項に規定する屋外広告物安全点検報告書(現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限る)</u> <u>(8)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合においては、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置	○藤沢市屋外広告物条例施行規則 (許可の申請) 第3条 条例第7条第2項(条例<u>第15条第1項</u>の許可について同条第3項において準用する場合及び条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請書が条例<u>第15条第1項</u>の許可に係るものであるときは、その変更等に係る図書のみを添付すれば足りる。 (1) 案内図 (2) 配置図 (3) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、取付位置、色彩等に関する仕様書及び図面 (4) 許可申請手数料計算書 (5) 広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾書(副本に添付する場合にあっては、その写し) (6) 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第24条第1項の登録を受けていることを確認できる書類(申請者が自ら表示又は設置をする場合を除く。) <u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合において、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置

改正後	改正前
等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 (許可の期間) 第4条 条例第7条第3項(条例<u>第14条第3項</u>及び第16条第2項において準用する場合を含む。)の許可の期間は、別表の左欄に掲げる<u>広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)</u>の種類に応じそれぞれ同表の右欄に定める期間とする。 (変更の届出) 第5条 条例第7条第1項、<u>第14条第1項</u>若しくは第2項又は第16条第1項の規定により許可を受けた広告物等を表示又は設置する者(以下「設置者」という。)は、屋外広告物設置等許可申請書の記載事項(設置者、当該広告物等の管理者又は特定屋外広告物安全管理者に係るものに限る。)に変更があったときは、速やかに、屋外広告物設置者等変更届により市長に届け出なければならない。 (削除) <u>(特定屋外広告物安全管理者等)</u> 第<u>6</u>条 <u>条例第13条第2項の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第1項第1号に規定する者</u> (2) <u>都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する中核市が行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させる中核市が行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させる者</u> (3) <u>広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第57号)第24条第1項に規定する者</u> (4) <u>前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者</u> 2 <u>条例第13条第3項の規定による届出は、特定屋外広告物安全管理者届を添付しなければならない。</u> 3 <u>前項の届には、特定屋外広告物安全管理者に該当することを証する書類を添付しなければならない。</u>	等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 (許可の期間) 第4条 条例第7条第3項(条例<u>第15条第3項</u>及び第16条第2項において準用する場合を含む。)の許可の期間は、別表の左欄に掲げる<u>広告物等</u>の種類に応じそれぞれ同表の右欄に定める期間とする。 (変更の届出) 第5条 条例第7条第1項、<u>第15条第1項</u>若しくは第2項又は第16条第1項の規定により許可を受けた広告物等を表示又は設置する者(以下「設置者」という。)は、屋外広告物設置等許可申請書の記載事項(設置者、当該広告物等の管理者又は特定屋外広告物安全管理者に係るものに限る。)に変更があったときは、速やかに、屋外広告物設置者等変更届により市長に届け出なければならない。 <u>-(標識票等に代わる処理)-</u> <u>第6条 条例第12条ただし書の規則で定める処理は、市長が広告物等にその指定する記号を表示することとする。</u> <u>(特定屋外広告物安全管理者の届出)</u> 第7条 <u>条例第14条第3項の規定による届出は、特定屋外広告物安全管理者届を市長に提出して行うものとする。</u> 2 <u>前項の届には、特定屋外広告物安全管理者の資格を証明する書類を添付しなければならない。</u>

改正後	改正前
(許可を要しない変更等) 第7条 条例第14条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 既設の広告物若しくは掲出物件の形状、色彩若しくは意匠若しくは既設の広告物の表示内容の変更を伴わない、又は条例第7条第4項の規定により付された条件に違反しない程度の修繕、補強若しくは塗り替えをする場合 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認める場合 (継続の許可の申請) 第8条 条例第14条第2項の許可に係る同条第3項において準用する条例第7条第2項の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>第9条第2項に規定する屋外広告物安全点検報告書</u> <u>(2) 許可申請手数料計算書</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> 3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合には、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 <u>(点検)</u> <u>第9条 条例第15条第1項に規定する点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、条例第7条第1項の許可（現に設置されている掲出物件に広告物を</u>	(許可を要しない変更等) 第8条 条例第15条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 既設の広告物若しくは掲出物件の形状、色彩若しくは意匠若しくは既設の広告物の表示内容の変更を伴わない、又は条例第7条第4項の規定により付された条件に違反しない程度の修繕、補強若しくは塗り替えをする場合 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認める場合 (継続の許可の申請) 第9条 条例第15条第2項の許可に係る同条第3項において準用する条例第7条第2項の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>自主点検報告書（申請日前30日以内に行った当該広告物等の自主点検に係るものとし、当該広告物等が条例第14条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、同項の特定屋外広告物安全管理者が作成したものに限る。）</u> (2) 当該広告物等の表示又は設置の状況を知り得るカラー写真（申請日前30日以内に撮影したものに限る。） <u>(3) 許可申請手数料計算書</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> 3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合には、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 (追加)

改正後	改正前
<u>表示しようとする場合に限る。）又は第14条第2項の許可の申請日前90日以内に</u> <u>行わなければならない。この場合において、当該点検の結果、補修を</u> <u>要する箇所があったときは、速やかに必要な補修を行うものとする。</u> 2 <u>前項に規定する点検を行った者は、屋外広告物安全点検報告書を作成するものとする。</u> 3 <u>前項の屋外広告物点検報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>広告物等ごとの点検状況及び点検後の広告物等を撮影したカラー写真（当該点検の結果、補修を要する箇所があった場合は広告物等ごとに、補修後の広告物等のカラー写真）</u> (2) <u>次項のいずれかに該当することを証する書類又はその写し</u> 4 <u>条例第15条第1項の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者</u> (2) <u>広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で市長が認める講習会の修了者</u> (3) <u>第6条第1項第1号に掲げる者</u> (4) <u>第6条第1項第2号に掲げる者</u> (5) <u>第6条第1項第3号に掲げる者</u> (6) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者</u> 5 <u>条例第15条第1項ただし書の規則で定める広告物は、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）、のぼり旗若しくは広告幕を利用した広告物又は自動車等の外面、電柱、街灯柱若しくは標識柱を利用した広告物その他市長が認めた広告物とする。</u>	

附 則

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）抜粋

改正後		改正前	
広告物 <u>等</u> の種類	期間	広告物の種類	<u>期間</u>
のぼり <u>旗</u>	<u>6</u> 月以内	のぼり <u>旗</u>	<u>1</u> 月以内
広告幕	<u>6</u> 月以内	広告幕	<u>1</u> 月以内